

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人西新井だいわ会

高齢者在宅サービスセンター西新井
居宅介護支援事業所ふれあい西新井
地域包括支援センター西新井

1. 基本的考え方

社会福祉法人西新井だいわ会「高齢者在宅サービスセンター西新井」、「居宅介護支援事業所ふれあい西新井」、「地域包括支援センター西新井」（以下「施設」という。）は、感染症等に対する抵抗力の弱い高齢者が利用する場であり、こうした高齢者が多数利用する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って施設は、感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症及び食中毒の発生及びまん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこのことに取り組みます。

2. 基本の方針

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、担当を決め、委員会を設置する等施設全体で取り組みます。

（2）平常時の対応

① 施設内の衛生管理

ア) 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。

イ) 手洗い場、トイレの整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓に心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

ウ) 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を注意深く観察することに留意します。

② 介護・看護ケアと感染対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。

また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。

③ 外来者への衛生管理の周知を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「*厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。 *別紙①

- ① 発生時の状況把握
- ② まん延防止のための措置
- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

※ 施設長は、次のような場合は迅速に足立区の主管部所へ報告します。
合わせて、所轄の保健所へ報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

<報告が必要な場合>

- ア) 同一の感染症もしくは食中毒による。または、それらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ) 同一の感染症もしくは食中毒による。または、それらが疑われる者が10名以上、または全利用者の半数以上発生した場合
- ウ) ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ イについては、同一の感染症などによる患者等がある時点において、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意

<報告する内容>

- ア) 感染症または食中毒が疑われる利用者の人数
- イ) 感染症または食中毒が疑われる症状
- ウ) 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

3. 感染症及び食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、感染対策委員会を設置します。

② 感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とします。

常勤保健師（地域包括）・常勤看護師（通所介護）

感染症対策担当者の役割

施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症対策委員会に提案します。

③ 感染症対策委員会の構成員と役割

施設長（施設全体の管理責任者）

副施設長（事務及び関係機関との連携）・施設長不在時の責任者

居宅部長（感染発生時の状況把握及び指示）委員長

保健師・看護師（保健・医療・看護面の管理）感染症対策担当者

相談員・介護支援専門員（利用者・家族等への対応、情報収集等）

介護職員（日常的なケアの現場の管理）

その他施設長が必要と認める者（委託業者、施設外の専門家等）

④ 感染症対策委員会の開催

委員会は、おおむね6月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催します。

⑤ 感染症対策委員会の主な役割

「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議します。

ア) 施設内感染対策の立案

イ) 指針・マニュアル等の作成・見直し

ウ) 施設内感染対策に関する職員研修の企画及び実施

エ) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

オ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

カ) 感染発生時の対応と報告

キ) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

ク) 感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施

（2）感染症及び食中毒まん延防止に関する職員研修の実施

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修を法人内の保健衛生委員会との企画により、以下のとおり実施します。

① 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行います。

② 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、定期的な研修を年2回実施します。

③ 委託業者やボランティアを対象とした研修

調理や清掃の業務委託を受けて実施する者や活動ボランティアについて

て、本指針の周知を目的とした研修を実施します。

4. 指針の閲覧について

この指針は、施設内に掲示または閲覧可能なファイル等で備え置くとともにホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができます。

附則

この指針は、令和3年10月1日から施行する。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成 18 年 3 月 31 日 厚生労働省告示 第 268 号)
 (最終改正: 平成 20 年 5 月 30 日 厚生労働省告示 第 323 号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 19 号)第 24 条第二項第四号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 27 条第二項第四号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 29 条第二項第四号、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 28 条第二項第四号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)第 26 条第二項第四号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 151 条第二項第四号及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)第 26 条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次のとおりとする。

- 一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長(以下「管理者等」という。)に報告する体制を整えること。
- 二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
- 三 養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
- 四 養護老人ホーム等(軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。)の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
- 五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
- 六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
- 七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
 - ロ 同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- 八 前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。